

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

施設

返還協定に関する疑問点及び要望に対する回答要旨

46.7.12

CGG

和
字
4

P3 第3項 海没地について (総務局要望事項)

復帰前に出来るだけ早い時期において本問題を解決する
よう要望する。(要望)

P4 沖縄県有林について (農林局要望事項)

① 要望のあった沖縄県有林である南明岩山全部及び北明岩山の一部
の地区は キャンプ シワグ訓練場の一部として現に米軍が使用中で

あり、復帰後も引き続き地位協定に基づき「施設及び区域」とし
て提供することとなった区域である。しかし住民の環境保護、保

健、レクリエーションの見地から本地域を森林公園として整備したいという琉
球政府の計画にも十分意義が認められるので、日本政府としては、

今後、米軍に対し本地域の解放について折衝努力を続けたいと考
えている。(方針)

P5 第2項 軍施設による農用地障害について (農林局要望事項)

② 復帰後、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」により措置す
る。(方針)

P12 原状回復補償について (法務局要望事項)

原状回復補償の取扱いについては、復帰時に締結する賃貸借契約書に必要事項も規定して処理する。(方針)

P13 布令第60号による補償減免の人身損害補償について (法務局要望事項)

「連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」の適用について、特別な措置を講じあわせて「同政令」を改正することにより処理する。(方針)

P34 第4項 合意した議事録第6条2-(3)について (建設局要望事項)

本件については、今後関係各府庁、琉球政府及び地元市町村との調整及び対米折衝を通じて出来るだけ速やかに解決されたい。(要望)

第5項 了解覚書について (建設局要望事項)

同上

以上。

返還協定等に関する疑問点及び要望事項に対する回答要旨

4.5.13 CGG

頁	関連事項	疑問点及び要望事項	回答要旨	備考
F-1	返還協定 第4条第1項	(1) 軍用地の取得に伴う通損補償 (3) 入会制限に伴う損失補償	講和発効後の通損補償、入会補償及び基地公害補償については、その実態が明らかになった後において、必要と認められる場合には、 ^{復旧後} 行政措置による見舞金等も併せて処理することを考慮する。	
		(4) 講和発効後の惣業補償	講和発効後の惣業補償と米國土地裁判所に訴願中のものは、返還協定第4条第2項により、米側に対する請求権が認められ、米側の責任において取扱いが解決されることとなったが、訴願の提起される場合については、米側と関係者との間で解決されるべきものと考える。	
		(5) 右令第50号による補償も (4) 人身損害補償	講和発効前の米軍等の不法行為による人身損害の未補償者に対する補償については、実情調査の上、必要に応じ適切な措置と講ずるよう検討中である。	

頁	関連事項	疑問点及び要望事項	回答要旨	備考
		(4) 土地の復元補償	復帰前に返還された土地の復元補償については、米側が処理することとなるが、復帰後も引き続き施設区域として提供される土地の気状回復補償については、国(防衛施設庁)が処理する。	
		(5) その他の財産補償	上記(4)の回答に同じ。	
		(6) すでに解放された土地及び復帰までに解放される土地の管理費用	復帰までに解放された土地の管理費用については、米側と関係者との間で解決されるべきものとする。	
		(7) 那覇軍港内以外の海没地補償	那覇軍港内以外の海没地については、その実態が明らかになった後において、復帰後の復元補償の一環として措置するよう検討中である。	

頁	関連事項	疑問点及び要望事項	回答要旨	備考
		又、請求権を処理する日本政府内の担当機関及び処理方法等について	上記(1)(2)(3)及び(5)について、防衛施設庁において処理すよう検討中である。 なお、処理方法についても同様検討中である。	
P-3		学校用地の補償等	学校用地と軍用地に接収されたもので、復帰後引き続き施設区域となるものについて、関係市町村長から置取り要求のある場合は、国(防衛施設庁)において購入等の措置について検討してまいりたい。 <small>本件については別紙対策等について検討中とされている。</small>	
P-5	返還協定 第4条第2項 合意議事録 1(1)	軍施設による農用地障害について	復帰後、障害の実態に鑑み「防衛施設周辺整備に関する法律」により措置することとしたい。	
P-17	合意議事録	1. 統合上水道 又、下水道	本土における米軍施設への給水及び公共下水道の利用については、米軍が上水道供給者との直接契約により行なっており、国(防衛施設庁)は供給者との契約により米軍に供給する地協定上の義務はない。	

頁	関連事項	疑問点及び要望事項	回答要旨	備考
			なお、合衆国軍隊がこれら公益事業及び公共の役務を利用することについては、地位協定等々条にもとづき、日本政府の各府その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で利用することができ、その利用における優先権を持つこととなる。	
P-25	了解覚書 施設・区域	A表 現在及び将来の貯水池とその関連施設敷地を軍用地から除外するの考慮すること。	本件については、関係機関及び米軍と調整の上決定されることとなる。	
		C表 1. 現在、油送管敷地のための軍用地になつててかつ県又は市町村が道路用地として返還を要望している軍用地を含めると	同上。	
		2. 道路用地として県又は市町村が返還を必要としている軍用地を含めると	同上。	

